

日本放送協会 理事会議事録

(2019年 9月10日開催分)

2019年 9月27日(金)公表

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

2019年 9月10日(火) 午前9時00分～9時40分

<出席者>

上田会長、堂元副会長、木田専務理事、板野専務理事、荒木専務理事、
松原理事、黄木理事、中田理事、鈴木理事、松坂理事、正籬理事、
坂本特別主幹
高橋監査委員

<場所>

放送センター 役員会議室

<議事>

上田会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

1 審議事項

- (1) 第1336回経営委員会付議事項について
- (2) 国際放送番組審議会委員の委嘱について
- (3) インターネット実施基準の改定について

2 報告事項

- (1) 予算の執行状況(令和元年7月末)
- (2) 契約・収納活動の状況(2019年7月末)

(3) 考査報告

議事経過

1 審議事項

(1) 第1336回経営委員会付議事項について

(経営企画局)

本日開催される第1336回経営委員会に付議する事項について、審議をお願いします。

付議事項は、議決事項として、「国際放送番組審議会委員の委嘱について」、審議事項として、「インターネット実施基準の改定について」です。また、報告事項として、「2019年度後半期の国内放送番組の編成について」、「2019年度後半期の国際放送番組の編成について」、「予算の執行状況（令和元年7月末）」、「契約・収納活動の状況（2019年7月末）」、および「総務省『改正放送法の施行に向けたNHK関係の省令等の整備についての意見募集』の結果について」です。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

(2) 国際放送番組審議会委員の委嘱について

(正籬理事)

国際放送番組審議会委員の委嘱について、審議をお願いします。

中曾宏氏（株式会社大和総研理事長）に2019年10月1日付で新規委嘱したいと思います。

本件が了承されれば、本日開催の第1336回経営委員会に諮ります。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、本日の経営委員会に諮ります。

(3) インターネット実施基準の改定について

(経営企画局)

ことし5月の放送法改正を受けて、インターネット活用業務の実施基準（以下、「実施基準」）の改定に向けて、素案を取りまとめました。こ

の実施基準の素案について意見募集を実施することとしたいので、審議をお願いします。

素案の構成と内容についてです。

総則、インターネット活用業務全体に関する通則、2号受信料財源業務、2号有料業務など、業務の種類ごとの規定を置き、さらに、区分経理に関するパートや附則などを置いています。

インターネット活用業務に関する通則として、まず、業務実施にあたっての基本原則を規定し、インターネット活用業務の目的などについて定めています。実施計画については、現在もNHKは、年度ごとにインターネットサービスの実施計画を自主的に定め、これに基づいて業務を実施していますが、放送法改正によって、事業年度ごとに実施計画を策定し総務大臣に届け出ることなどが定められたので、これに対応した規定を設けました。実施状況の評価に関しては、実施計画の実施状況の評価を毎年度行うとともに、少なくとも3年ごとに、毎年度の評価も踏まえて業務の実施状況について評価を行うことを定めています。インターネット活用業務審査・評価委員会（以下、「委員会」）については、いまの実施基準では、競合事業者からの苦情への対応にあたって「外部委員からなる審査委員会」に検討を求めることだけを定めています。今回、会長の諮問機関として委員会を設置することをまず規定し、実施計画の策定や実施状況の評価、苦情への対応にあたって委員会の見解を求めること、議事概要等を公表することなどを定めています。そのほか、インターネット活用業務のうち「公益性の観点から積極的な実施が求められる業務」についてまとめています。放送法の改正によってNHKに課された2つの努力義務である、「地方向け放送番組の提供」と「他の放送事業者が行うインターネット活用業務への協力」に関して、取り組みの内容とその費用の取り扱いについて規定しているほか、ユニバーサル・サービスへの取り組みや、ラジオ・テレビの国際放送番組等を配信する業務について規定しています。

2号受信料財源業務は、受信料を財源とした、いわゆるB to C業務についてで、常時同時配信と見逃し番組配信などについてまとめています。総合テレビと教育テレビで常時同時配信・見逃し番組配信を実施することとし、見逃し番組配信サービスについては、「放送日の翌日から起算して7日以内に終了する」としています。また、地方向け放送番組の

常時同時配信の際に地域限定を行うことを規定し、技術面・費用面で合理的に可能な範囲で、当該放送番組の放送対象地域に限定して提供するとしています。ただし、設備整備が完了するまでの間、その地域では、東京と南関東3県で放送する番組、当該地域を含むブロックの拠点放送局が放送する番組を配信するとしています。「料金その他の提供条件」については、利用者に対価を求めないことを明記しました。そして、受信料制度を毀損しないための「認証」に係る規定を設けています。

現時点で想定しているID登録申請と認証の流れについて説明します。

まず、NHKが常時同時配信を行っていることを知っていただき、スマホやパソコンから常時同時配信のページにアクセスしてもらいます。この時は、コンテンツの画面の上にメッセージが表示された状態です。次に、利用上のルール等を定めた「利用規約」を読んでいただき、同意のうえ、必要事項を記入して利用申し込みをしていただくと、このメッセージが消えて、常時同時配信がご覧になれます。あわせて、見逃し番組配信も利用できるようになります。申し込みを受けて、NHK側で受信契約の照合を行います。そして、契約者住所に確認コードを記載したハガキを送ります。これによって、契約者ご本人が登録住所に実際にお住まいで、ご本人が利用申し込みをされたことを確認します。なりすましを防止するための本人確認です。最後に利用者がハガキの確認コードを入力して、IDの登録が完了します。受信料制度を毀損しないための重要なプロセスです。この手続きが終わりますと、受信契約者本人と生計をともにする家族が利用することができることとなります。1つのIDで同時に利用できる上限は、実施計画と利用規約で明示することとします。

そのほか、受信契約が確認できない場合や利用規約に反する利用があった場合にサービス提供を中止することがあることを規定しています。また、災害時などには、臨時かつ一時的にメッセージを非表示にして、誰でも常時同時配信を見られるようにすることについて規定しています。

続いて、2号受信料財源業務の費用の管理についてです。

インターネット活用業務の実施にあたっては、受信料がNHKの放送を受信できる設備の設置者に契約をいただきお支払いいただいていること、インターネット活用業務を放送の補完として実施することなどを踏まえ、費用を抑制的に管理します。そのうえで、公益性の観点から法令

や社会の要請に応えるために積極的に実施することが求められる業務については、これとは分けて個別に費用上限を設けて管理する考えです。

常時同時配信・見逃し番組配信と、NHKオンラインなどそれ以外の既存業務、いわゆる「基本的業務」は、受信料収入の2.5%という上限を守り、抑制的に管理します。経費の見直しを不断に行って上限の範囲内に収めます。ただし、大規模災害時など命を守るための情報を伝える際に想定を大きく超えて利用されることがあり得ますので、上限を超えて業務を行うことについても規定しております。その場合には、予算の流用について経営委員会の議決を経たうえで、超過の理由等を公表します。

一方、「公益性の観点から積極的な実施が求められる業務」については、これらを積極的に実施していくために必要な費用を適切に見積もるとともに、各業務の効率的な実施に努めます。費用については、この実施基準を2023年度末までに見直すことにしていることを踏まえて、各業務の2023年度までの費用を試算して、上限を設定しています。個別に管理する4つの項目で示している考え方に則って対象を明確にし、費用の上限の額を実施基準に明記して管理します。

改正放送法に盛り込まれた努力義務に係る取り組みは、地方向け放送番組を早期に提供するための拠点放送局での設備整備や、「TVer」や「radiko」を通じた番組提供など、民放との連携・協調のための取り組みを対象とするもので、その上限は28億円としています。ユニバーサル・サービスは、自動字幕や手話CGなどをインターネット経由で提供する取り組みで、上限は7億円としています。日本を世界に積極的に発信し、日本で暮らす外国人や日本を訪れる外国人への的確な情報提供をするための国際インターネット活用業務を対象とするものについて、上限は35億円に設定します。国民的行事である東京2020オリンピック・パラリンピックのネット展開の取り組みについて、これは1年限りのものということになりますが、上限を20億円としています。

なお、費用の抑制的な管理を実行し、業務が膨らまないようにするため、コンテンツは社会的意義を踏まえて点検し、必要性がなくなったものは提供を終了する規定を設けました。

続いて、インターネット活用業務の区分経理等についてです。インターネット活用業務の費用については、総務省の「放送を巡る諸課題に関

する検討会」等において会計の透明性確保が求められ、その議論を反映した総務省令が整備されたところですが、その内容に対応する規定を設けました。複数業務に係る経費は適正な配賦基準によって配賦することや、業務ごとの経費を「費用明細表」の形で整理し、年度開始前には実施計画に添付し、年度終了後には財務諸表の説明書に記載すること、会計監査人による監査などで適正性を確保することなどを規定しています。

続いて、附則部分の内容についてです。

2019年度中の同時配信について規定しました。認証の円滑な実施に向けて、設備負荷等を確認するため、総合テレビと教育テレビの同時配信を、一日17時間程度実施することにしています。開始時期は、改正放送法が施行された後に改めて策定する今年度の実施計画で明らかにする考えです。そのほか、東京2020オリンピック・パラリンピックへの取り組みについて、大会期間中に、常時同時配信のメッセージを非表示とするなど、広くサービスを利用していただくための措置ができるようにしています。また、常時同時配信の利用に関して、事業所契約については、一般世帯での利用方法とは大きく異なることが見込まれ、適切に利用を限定するうえでさまざまな課題があるため、当面は常時同時配信サービスの対象としない考えです。さらに、この実施基準を遅くとも2023年度末までに見直すことを定めております。常時同時配信などの新たな業務を開始しますので、一定期間経過後には業務の実施状況などを勘案して実施基準を見直すことが必要だと考え、あらかじめその時期を定めるものです。

この実施基準の素案についての意見募集は、9月11日から10月4日までの24日間、インターネットと郵送により受け付けます。また、意見募集と合わせて、NHKが常時同時配信と見逃し番組配信のサービスを実施する目的、その背景、個人情報への扱い、インターネット活用業務の費用の抑制的な管理、放送法で新たに設けられた努力義務への対応などについて、NHKの姿勢や考え方を視聴者・国民のみなさまに対してしっかり説明するための「インターネット活用業務実施基準の改定にあたって」という文書を、NHKのホームページで公表します。

本議案が了承されれば、本日開催の第1336回経営委員会に審議事項として提出します。

(会 長) 執行部として検討を重ねてきた内容です。ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、本日の経営委員会に諮ります。

2 報告事項

(1) 予算の執行状況 (令和元年7月末)

(経理局)

令和元年7月末の予算の執行状況について報告します。

最初に、一般勘定の事業収支の全体概況を説明します。7月末の標準進捗率は33.3%(4か月/12か月)です。事業収入は2,495億円、進捗率が34.4%で、財務収入における配当金の受け入れや、受信料収入や雑収入(前々年度以前受信料の回収等)の進捗等により、全体としては標準を上回る進捗率となりました。事業支出は2,332億円、進捗率が32.0%で、効率的な事業運営により、全体として標準進捗率を下回る支出状況となりました。これにより、事業収支差金は163億円の黒字となっています。

一般勘定の事業収支を前年同月と比較すると、事業収入は受信料の増や財務収入における配当金の増等により、51億円増となりました。事業支出は契約収納費等が減となった一方で、国内放送費の増等により46億円増になりました。事業収支差金は、前年同月と比べ4億円増となりました。

受信料は、受信契約件数の増加により、前年同月に比べ33億円増加しました。

最後に、放送番組等有料配信業務勘定の状況です。事業収入は7.7億円で、視聴料収入の増等により標準進捗率を上回りました。事業支出は6.2億円となり、効率的な業務実施により標準進捗率を下回りました。これにより、事業収支差金は1.5億円の黒字となっています。

本件は、本日開催の第1336回経営委員会に報告します。

(2) 契約・収納活動の状況 (2019年7月末)

(営業局)

2019年7月末の契約・収納活動の状況について報告します。

まず、第2期(6月・7月)の受信料収納額は1,181.1億円で、前

年度同期を16.4億円上回りました。年間累計収納額は2,337.0億円となり、前年同時期を39.9億円上回りました。

前年度分受信料回収額は9.6億円となり、前年度同期と同水準となりました。年間累計は39.6億円となり、前年同時期を3.0億円下回っています。前々年度以前分回収額は7.1億円となり、前年度同期を1.5億円下回りました。年間累計は14.6億円となり、前年同時期を5.9億円下回っています。

次に、契約総数の増加状況です。取次数が前年度同期を6.0万件下回り、減少数が2.3万件上回ったため、差し引きの増加数は前年度同期を8.3万件下回る4.1万件となりました。年間累計増加数は、16.5万件で前年同時期を19.2万件下回りました。7月末の受信契約件数は4,185.6万件となっています。

衛星契約数増加は、取次数が前年度同期を1.3万件下回り、減少数が1.9万件上回ったため、差し引きの増加数は前年度同期を3.2万件下回る9.3万件になりました。年間累計増加数は、24.9万件で前年同時期を4.5万件下回りました。7月末の衛星契約件数は2,187.1万件となり、契約数全体に占める衛星契約の割合は、52.3%となっています。

口座・クレジット払等の増加数は、前年度同期を9.2万件下回る5.0万件的増加となりました。年間累計増加数は、15.1万件で前年同時期を23.3万件下回りました。7月末の口座・クレジット払等の利用率は90.8%となっています。

また、未収数削減は、前年度同期を1.5万件下回る0.9万件的削減となりました。年間累計は前年同時期を3.8万件下回る1.1万件的削減となりました。7月末の未収現在数は74.8万件となり、未収割合は1.8%となっています。

最後に、支払数増加の実績は、前年度同期を9.8万件下回る5.0万件となりました。年間累計は前年同時期を23.0万件下回る17.6万件となっています。

本件は、本日開催の第1336回経営委員会に報告します。

(3) 考査報告

2019年7月22日から9月2日までの間に放送した、ニュースと番組について考査した内容を報告します。

この期間に、国内放送番組では、ニュース13項目、番組71本の考査を実施しました。

ニュースの主な項目としては、京都市のアニメーション制作会社のスタジオが放火されて35人が死亡し、警察はガソリンをまいて火をつけたとして、重いやけどで入院している男の逮捕状を取ったこと、政府は輸出管理の優遇対象国から韓国を除外することを閣議で正式決定し、反発を強めた韓国側は両国の軍事情報包括保護協定＝GSOMIAを破棄すると通告したこと、公的年金の将来の給付水準を示す財政検証の結果が厚生労働省から公表されたこと、相模原市の知的障害者施設で19人が殺害された事件から3年となり、障害者と共に生きる社会の実現を模索する動きが続いていることなどがありました。

番組では、新たに発見された海軍の最高機密文書をもとに今なお謎の多い二・二六事件に迫る「NHKスペシャル『全貌 二、二六事件 ～最高機密文書で迫る～』」（総合・8月15日放送）、国が進める海外戦没者の遺骨収集の実態とともに、遺族の思いを追った「戦没者は二度死ぬ ～遺骨と戦争～」(総合・8月5日放送)、特殊詐欺の実態に肉薄し、摘発に心血を注ぐ、警視庁捜査二課の女性刑事を主人公にした社会派ドラマ「土曜ドラマ サギデカ」(全5回)の第1回「名前のない男」(総合・8月31日放送)、トランスジェンダー外来をもつクリニックを開き、自身もトランスジェンダーである医師に密着した「ドクターひめの境界なき医療」(ラジオ第1・7月28日放送)などを考査しました。

地域番組では、全国で漁業被害をもたらしている鳥、カワウを独自の方法で管理し、被害を抑えて共生する山梨県の取り組みを伝えた「ヤマナシ・クエスト “空飛ぶ漁師”カワウから魚を守れ！」(総合・山梨県域・7月5日放送)、原爆投下後の長崎で撮影された、亡くなった弟を背負い火葬の順番を待つ少年の行方を捜し続けている被爆者を取材した「もういちど“長崎の原爆”をみつめる『焼き場に立つ少年』をさがして」(総合・長崎県域・7月26日放送)などの番組を考査しました。

また、国際放送「NHKワールド JAPAN」では、ニュース3項目と番組1本の考査を実施しました。

国際的にも高い評価を受けていた「京都アニメーション」を襲った放火事件の衝撃を伝えた「NEWSLINE」(日本時間7月18・19

日放送) 他、第二次世界大戦中、移住を強いられ多くが収容所に送られた日系人に救いの手を差し伸べたカナダ人宣教師と日系人たちとの知られざる交流を描いた「NHK WORLD PRIME Hope in the Dark」(日本時間8月24日放送) などです。

考査の結果、これらの一連のニュース・番組は、放送法、国内番組基準、国際番組基準等に照らし、妥当であったと判断します。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

2019年 9月24日

会 長 上 田 良 一